

地域意見交換会アンケートの結果及び都市マス改定素案への反映について

【小和田地区】

都市マスタープラン意見交換会アンケート（小和田地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	<p>辻堂駅西口周辺の大規模団地（例：公務員住宅、旧松下蓄電池工場等）の跡地利用について市独自の夢の開発プランを今から練り上げて置き、その時に備えるべきである。（旧松下乾電池工場跡地の開発では業者先行で市は後手に回った感じがしている。）</p>	<p>●人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。 ●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。</p>	<p>6-1-3 土地利用の方針 （1）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり</p>
	<p>広大な公務員住宅の建て替え促進（学校との複合化を検討）</p>	<p>（辻堂駅西口周辺の大規模な土地の動向は、把握していません。）</p>	
	<p>辻堂駅の乗降客が今や茅ヶ崎駅より増加しており、今後更に菱沼や赤羽根地域にも世帯の増加が予想されているので、公共投資について辻堂駅西口地域への見直しを図る。</p>	<p>●茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺の都市拠点および浜見平地区の生活・防災拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。 （●藤沢市のまちづくりと関わりながら辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能等の保全や向上をめざします。※地域別構想 北東部地域での記載）</p>	<p>6-1-3 土地利用の方針 （2）足を運びたくなる拠点の形成 ○都市機能の集約の促進</p>
交通体系整備（交通）	<p>赤松通りから国道1号線へ出る左折車の渋滞が常態化しており、これに伴って赤松住宅側の道路を走る車が増加して危険なので、この渋滞解消策を推進する。</p>	<p>●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。 ●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。</p>	<p>6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理 6-5-3 住環境整備の方針 （1）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続</p>
	<p>辻堂駅の快速停車を実施する。（既に乗降客は辻堂駅の方が茅ヶ崎駅より多い。）</p>	<p>●東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。</p>	<p>6-2-3 交通体系整備の方針 （2）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○鉄道の輸送力増強</p>
	<p>自転車の駐輪場を辻堂駅西口に設置する（平塚駅に前例が有る）。</p>	<p>●駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。</p>	<p>6-2-3 交通体系整備の方針 （3）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備</p>
	<p>小和田地区内の幹線道路（赤松・小和田・赤羽根各通り）の拡張を行い、併せて自転車専用走行レーンを施設する事により通勤時での安全走行を図ると共に、災害時での介護者・高齢者の車による優先避難を図り、その他一般の人達の自転車（又は徒歩）での容易な避難行動が出来るようにする。</p>	<p>●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。 ●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 ●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。</p>	<p>6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理 （3）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備 6-6-3 都市防災の方針 （1）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備</p>
	<p>国道1号線の東小和田～松林区間の上下線での電線地中埋計画の実行を促進する。</p>	<p>●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。 →国道1号における電線地中化については、国の所管になりますので、当該の内容は国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。</p>	<p>6-5-3 住環境整備の方針 （1）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続</p>
	<p>市民の憩いの場の設置の一環として、現在の市の南側のみでなく北側も含めた市の外郭を一周出来るサイクリングロードを設置する。</p>	<p>●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。</p>	<p>6-2-3 交通体系整備の方針 （3）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備</p>
	自然環境保全・緑地整備（みどり）	<p>赤松地区に公園が集中しており公園の無い地区（本宿・代官・小桜各町・小和田1・2丁目・菱沼3丁目）にも子供達が集える公園やお花畑を増設する。</p>	<p>●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。</p>
<p>単に緑地を残すだけでなく、それに伴って散策路やベンチ等を整備することによって市民がそこで緑に親しみ憩えるようにする。</p>		<p>●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。</p>	<p>6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （1）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 （3）みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり ○多様な主体との連携</p>
<p>市の指定天然記念物の「タブの樹」が小和田地区にも樹齢500年を重ねた樹が有ったのに5年前に伐採されてしまったという実に残念な事例があったが、これは宅地化という止むを得ない環境変化が起因したとは言え、市の担当課による配慮が必要であると思われ今後の「緑の保全を守り・更に育成する」という姿勢が必要である。</p>		<p>●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。</p>	<p>6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （1）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 ○歴史と文化が息づくみどりの充実</p>

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市景観形成（景観）	赤羽根第二青少年広場からの眺望が大変素晴らしい。しかし、少年達のスポーツ広場として使用時のみしか開放されていないので、展望台などの設備を整えて常時使用出来るよう要望する。	●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-4-3 都市景観形成の方針 （１）景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全
	茅ヶ崎市の南側では茅ヶ崎市ゴルフクラブが有って緑豊かであると共に富士山が見えて素晴らしいが、小和田地区で富士山が見える場所としては赤羽根の丘陵地帯の麓に広がる富士見ファームであり、後世に残す価値が有る景観としても、又災害時の一時避難場所としても重要な役割を果たす場所なので、市としても今後への配慮が必要である。	●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。 ●自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。 ●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実 6-4-3 都市景観形成の方針 （１）景観資源と眺望を守り、継承する ○景観資源の保全と活用 ○眺望景観の保全
住環境整備（住環境）	空き家対策の一環として市が一時買い上げて活用し、道路や公園整備等で代替地が必要になった時にそれを利用するような対策を取る必要が有る。	●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進
	ゴミの集積については場所も狭いところが多くて住民の悩ましい問題であるが、その解消策のささやかな一つの方策としてカラスにやられ易いネットではなくBOX型の市からの支給を配慮が必要である。	→当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。 （ごみに関する問題については、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」（環境部局）で対応を図ります。）	—
	地震や火災等の災害発生時には、小和田地区の道路は袋小路で逃げ道に迷う所が多く又避難道路も狭い為にパニック状態に陥る事は免れないことが目に見えているので、対策が必要である。	●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備 （３）自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上 ○地域と取り組む防災対策
都市防災	クラスター火災の恐れがある地域であるので、耐震/耐火構造の家屋を建てるように市として誘導する必要が有る。又法規制/補助金制度等を整備する必要もある。	●大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。 ●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。 （発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月1日に、準防火地域の指定を拡大しました。今後、建て替え時等での不燃化（準耐火構造、耐火構造）が促進すると考えられます。）	6-5-3 住環境整備の方針 （２）安心して住み続けられる住環境の形成 ○住宅改善と良質な住宅供給の促進 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
	藤沢市との連携強化により、災害時の広域避難場所として神台公園や芙蓉カントリー倶楽部の利用促進を図る。	●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	犯罪防止の一環として、辻堂駅北側のテラスモールを含む駅西口から駅北口のエリアをカバーする「交番」の設置が必要である。	●犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-5-3 住環境整備の方針 （２）安心して住み続けられる住環境の形成 ○地域の見守りの推進
その他	—	—	—